

京都市告示第356号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開所する日時について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年12月8日

京都市長 門川 大作

- 1 臨時に開所する日時（ただし、京都市健康増進センター条例第2条第2号に掲げる事業の用に供する部分を除く。）

(1) 平成22年1月4日（月）

午前9時30分から午後5時まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)